

秋田県産業技術センター特定外部資金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は秋田県産業技術センター（以下「センター」という。）が交付者の規定により県の歳入予算に計上することができない科学研究費補助金等外部資金（以下「特定外部資金」という。）の積極的な活用にあたって、研究機関及び当該研究機関に所属する職員（以下「職員」という。）の適正な業務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 特定外部資金に係る取り扱いについては、この要綱に定めるものの他、秋田県特定外部資金取扱要綱、秋田県特定外部資金取扱要領、応募する特定外部資金の取扱規定、その他関係する法令に等に従い適正に業務執行するものとする。

(体制)

第3条 特定外部資金の運営・管理に関わる責任と権限の体系は以下のとおりとする。

①最高管理責任者

最高管理責任者はセンターの所長とし、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

②統括管理責任者

統括管理責任者はセンター技術イノベーション部長とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③部局責任者

部局責任者は機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、総務管理部及び技術イノベーション部に配置する。

④最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(事務処理相談受付窓口)

第4条 事務処理に関する相談受付窓口は、以下のとおりとする。

①経理及び出納執行等に関する相談窓口は総務管理部に設置する。

②申請及び実績報告等に関する相談窓口は技術イノベーション部に設置する。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第5条 研究者及び事務職員は特定外部資金を取り扱う上で以下の点に留意する。

①研究者は研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を認識するものとする。

②事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究行を目指した事務を担う立場にあるとの認識をもつこととする。

(不正使用に係る調査)

第6条 特定外部資金の不正使用にかかる調査方法は、以下のとおりとする。

- ①特定外部資金の取り扱いについて、不正使用もしくは不正使用が疑われる事態になった場合は、最高管理責任者の指示により統括管理責任者を長とする不正使用調査チーム（以下「調査チーム」という）を編成し、関係帳票等の調査を行う。なお、調査チームの編成に際しては、利害関係を有すると思われる者を対象としない。
- ②調査チームによる調査の結果、統括管理責任者が不正使用の蓋然性が高いと認めた場合は、産業労働部産業政策課長あて報告するものとする。
- ③調査チームは不正使用の事実を把握した後に、不正発生要因の把握を実施し、最高管理責任者に報告するものとする。

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、把握した不正発生要因に基づいて不正防止計画の策定を調査チームに指示するとともに、調査チームはそれを速やかに実施するものとする。

(不正防止計画推進部署)

第8条 特定外部資金の不正使用の防止のため、次のとおり不正防止計画推進部署を設置する。

- ①センターの不正防止計画推進部署は、技術イノベーション部内におく。
- ②不正防止計画推進部署は、本規程その他関係法令等を遵守した特定外部資金の取扱いを推進し、また、不正使用の事実を把握した後に作成された不正防止計画の推進を行う。
- ③不正防止計画推進部署は技術イノベーション部長を長とし、企画・事業推進班員で構成する。
- ④不正防止計画推進部署は不正防止計画を着実に実施することとし、定期的に進捗状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(研究費管理体制の整備)

第9条 特定外部資金の研究費管理体制は次のとおりとする。

- ①研究費管理体制については、最高管理責任者の責任の元に統括管理責任者が指示し、部局責任者が遂行するものとする。
- ②研究経費の執行に関しての発注、契約、検収等に関しては、地方自治法、秋田県財務規則その他、関係法令にしたがって、県公金と同様の処理を行うこととする。

(特定外部資金使用ルール相談窓口)

第10条 特定外部資金使用ルール相談窓口を次のとおり設置する。

①特定外部資金使用ルール相談窓口（以下、「ルール相談窓口」という）は特定外部資金の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口とする。

②ルール相談窓口は、技術イノベーション部企画・事業推進班内におく。

（特定外部資金通報（告発）窓口）

第11条 特定外部資金通報（告発）窓口は、次のとおりとする。

①特定外部資金通報（告発）窓口（以下、「通報窓口」という）は、機関内外から特定外部資金に関する通報（告発）を受け付ける窓口とする。

②通報窓口は総務部公益通報担当とする。

③通報窓口の業務に関しては、公益通報者保護法及び職員等からの通報処理に関する要綱に定めがあるとおりとす。

（モニタリング部署）

第12条 特定外部資金に関するモニタリングについては、次のとおりとする。

①特定外部資金に関するモニタリングは、日常的に研究実態、事務処理、経費の支払い等について、関係者から聴取するなどして監視をすることをいう。

②特定外部資金に関するモニタリング部署は、技術イノベーション部企画・事業推進班内におく。

③モニタリングの結果については、時宜適切に統括管理責任者を經由して、最高管理責任者に報告するものとする。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（秋田県産業技術総合研究センター特定外部資金取扱要綱の廃止）

2 秋田県産業技術総合研究センター特定外部資金取扱要綱は廃止する。